

が網の目のように連絡している状態をいい、鉄道の地理的分布状態をあらわす。

鉄道網の発達には政治的・軍事的原因によるほか、とくに社会経済の発展にともなうものであるが、これを地域的にみれば、平たん地および都市周辺に密であり、山間へき地に粗である。

わが国における鉄道網の発達は、明治5年新橋・横浜間29kmの開通にはじまり、その後、年とともに増加して、昭和31年度末における営業キロは、国有鉄道20,186km、地方鉄道5,870km、合わせて、26,056kmに達している。なおその密度は面積100平方km当り7.1kmにおよび、これを諸外国にくらべると、ベルギー・イギリス・西ドイツ・フランスについている。

鉄道網の発達は、一国の経済文化の発展に重大な影響をおよぼすものであるから、その計画は道路・自動車道・航路・航空路等各種交通路を総合した交通網計画とあわせて、公正かつ合理的に定められなければならない。わが国においては国鉄の敷設すべき鉄道網計画

およびその実施は、法律によってこれを定めることとされている。→鉄道敷設法。(本山実・小川泰平)

主要国鉄道延長ならびに密度

国名	延長 (1955年)	密度 (面積100km <sup>2</sup> )
日本	26,080	7.1
アメリカ	356,560	4.6
イギリス	30,708	12.6
フランス	39,861	7.2
ソ連	127,000	0.6
西ドイツ	30,633	12.5
ベルギー	4,918	16.1
イタリア	17,005	5.6
カナダ	66,517	0.7
オーストラリア	43,196	0.6
中国	26,931	0.3
インド	55,836	1.7

てつどうようち 鉄道用地 鉄道を建設しかつ運輸営業を行うために必要とする土地。鉄道運輸事業は陸上運輸を行うものであるから、線路その他の運輸施設を設置するためには鉄道用地は最も重要な要素である。これがため鉄道建設にあたって、国家または公共団体が鉄道用地を無償で貸与または贈与し、また土地収用法の如き国法をもって鉄道用地の取得を容易ならしめることがある。鉄道用地は上記のような重要性があるためにわが国の地方鉄道法では、鉄道用地に関してつぎのような規定を設けている。

地方鉄道の鉄道用地は土地収用法により収用し得るほか、鉄道財団を組成するとき、これに編入することができるから、地方鉄道業者は自己に属する土地について常に鉄道用地とその他の土地とを整理区分しておかねばならない。なお従前の地租法では鉄道用地は免租地であったが、現在の地方税法では固定資産税は免税にならない。

地方鉄道法第15条に規定されている鉄道用地はつぎのとおりである。

- 1 線路用地
- 2 停車場、信号所、車庫および貨物車等の建設に要する土地
- 3 鉄道専用供する発電所、変電所、配電所等の建設に要する土地
- 4 鉄道構内に職務上常住を要する鉄道係員の舎宅および運輸保線の職務に従事する鉄道係員の駐在所等の建設に要する土地
- 5 鉄道に要する車両、器具、機械を修理製作する工場およびその資材、器具、機械を貯蔵する倉庫等の建設に要する土地。(福田四郎)

てつどうようらん 鉄道要覧 鉄道統計規程第9条の規定により、編集しているものであって、その内容は国鉄の業務の状況を概括的に集録するとともに、時代の推移を知る目的で累年にわたり集録編さんしたもの。

携帯の便利をはかって紙の規格をA6判に縮刷印刷されており、本社は国鉄全般、地方は鉄道管理局所管業務の状態が概括的に示されているので、国鉄の実情を部外に紹介するPR用としてはもちろん、内部においても業態を概観するために利用されている。(浅井章)

てつどうりゃくそく 鉄道略則 わが国にはじめて品川・横浜間鉄道が開通するにおよび、その鉄道運送営業を規律する目的で、明治5・28第61号太政官布告で公布されたものであるが、同略則は施行をみることなく同年5・4第146号布告で改正され、同年5・7から施行。その後私設鉄道が開通するにおよび、鉄道犯罪罰例とともに明治16・7第23号太政官布告で私設鉄道にも適用されるにいたった。以来官私設の鉄道運送営業を規律してきたが、鉄道営業法(明治33・3法律第65号)の制定に伴ない、同法附則で廃止されるにいたったものである。

この略則は全文25箇条からなり、その内容は賃金、改札、検札、途中駅からの乗車、不正乗車、高価品および牛馬獣類その他旅客の荷物の紛失損等に対する賠償、爆発質ある危険物の運送禁止、荷物運賃不払の場合における荷物の留置および公売、荷物運送の引受および荷物目録の授受等、鉄道と旅客および荷送人との間の運送に関する権利義務の関係を定めたほか、鉄道運送に有害な行為として一定の行為を旅客公衆に禁止したものである。なお一定の禁止行為を犯した者に対しては、鉄道犯罪罰例で一定の処罰を定めていた。これらの内容は鉄道営業法にうけつがれている。→鉄道犯罪罰例。(広川 潔)

てつどうりょうきしゃうききてい 鉄道寮汽車運輸規定

わが国鉄道の運転および信号規程のはじめといわれるもの。明治6・10鉄道寮議定。全文9条210則。鉄道創業当時は、その運営がほとんど英人の指導下にあったため、英国のものを直訳した観がある。内容は一般規則、相図(あいず)の方式(旗灯相図、セマホラル相図、遠方相図、列車相図、発雷相図の5つからなっており、現行の信号、合図および標識にあたる)、ステーションマストル(駅長の意)以下の職制、執務基準(巡監役、機関方、火夫、ガールド、警吏、ポイントメン、レベルクロッシングゲート番人、線路修繕方、諸職人等)およびブロックシステム(閉塞方式)から構成されている。創業期のことでもあるから規程もきわめて単純なものであった。(中村英男)

てつどうりょうようしよ 鉄道療養所 鉄道管理局の付属機関。

公傷患者その他外傷性の疾患のおもな治療が終ったあとの後療法、すなわち傷あとのゆ着や、手足の運動機能の回復等および神経系疾患その他温泉療養に適する疾患の療養、傷い者の再起を図るための精神的な補導と職業補導とを行う国鉄直営の医療機関の1つである。登別、飯坂、瀬波、上諏訪、白浜、山口および亀川の7箇所の温泉地に設置されており、おのおの20~30の病床を備えているが、このうち登別、飯坂、瀬波および亀川の4箇所は、一般職員家族が保養のため利用する設備も有している。所長、事務長、医師、看護婦、助手、事務掛等の職員が置かれ、また必要により副院長、薬剤員、看護婦長、レントゲン技士および調理手が置かれている。これらの職員数は、約50人である。(宮坂正直)

てつどうりん 鉄道林 樹木の特有な保安的機能を利用して、線路および建物等の災害発生を絶ち、列車運転の安全をはかるために設置育成された森林または買収した既設林。そ